

柏 福 指 内 第 9 号
平成31年2月19日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

特定事業所集中減算における「正当な理由」の見直しについて（通知）

平素は、本市介護保険行政にご協力賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、毎年9月（前期）、3月（後期）に特定事業所集中減算に該当しないか「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」で確認していただき、その結果、特定事業所集中減算に該当した場合は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」を提出していただいております。その中で、判定した割合が80%を超える「正当な理由」を以下のように変更いたしますので、お知らせいたします。

- ・平成31年度前期分より以下の理由を「正当な理由」として追加

紹介率最高法人が運営する事業所を位置付けた居宅サービス計画のうち、下記の

- ①～③に該当する居宅サービス計画を除外して再計算すると80%以下となる場合

- ①地域包括支援センター（又は市町村等行政機関）から、支援困難事例等として依頼を受けた居宅サービス計画
- ②判定期間中において、他の居宅介護支援事業所の廃止・休止により引き受けることとなった利用者で、廃止・休止となった居宅介護支援事業所において位置付けられていたサービス事業所が変更されていない居宅サービス計画
- ③災害等により他の事業所での受け入れが困難であり、やむなく事業所が集中した居宅サービス計画

- ・平成32年度前期より以下の理由を「正当な理由」から削除

地域包括支援センターの事情によりやむを得ず意見等を受けられない場合は、居宅介護支援事業所と、当該事業所から紹介を受けた介護サービス提供を実施する事業所の双方が「大阪府介護サービス情報公表制度に基づき訪問調査を受けている」場合

※上記については、平成31年度の訪問調査の受審実績を平成32年度の集中減算の判定において正当な理由としては適用しません。

【問合せ】

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1-55

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課

TEL 072-971-5202（直通） FAX 072-971-1801